

菊川市制 20 周年記念
ロゴマーク・キャッチフレーズ
使用ガイドライン



菊川市

令和6年1月17日

はじめに

このガイドラインは、菊川市制 20 周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関する基本ルールを定めたものです。

■ 菊川市制 20 周年記念事業

菊川市は、令和 7 年 1 月 17 日に市制施行 20 周年を迎えます。

市では、市制 20 周年という節目を祝うとともに、皆さんにもっと菊川を好きになってもらいたい、笑顔を繋いでいきたいとの思いから「感謝とともに、未来への一歩」というテーマを掲げ、「感謝と敬意」「誇りと愛着」「夢と希望」「魅力発信」をキーワードに、令和 6 年度の 1 年間をかけて、様々な記念事業を実施してまいります。

ロゴマーク

使用者による再構成はできません。必ず、市から提供されるデータをご利用ください。



キャッチフレーズ

キャッチフレーズの使用に際して、色やフォントの指定はありません。

しあわせのわ きくがわ

ロゴマークの種類

■ 基本カラー



■ グレースケール



■ 黒 単色



ロゴマークの最小使用サイズ

ロゴマークを小さいサイズで使用する場合、以下の最小使用条件を守ってください。



禁止事項



NG 比率を変えて拡大・縮小しないでください。



NG データの色を変更しないでください



NG ロゴマークの上に別の文字やイラストを加えないでください。



NG 視認できない背景色でのご使用はお控えください。



※ここに示した例のほか、著しく印象や視認性を損ねる使用を禁止します。

申請 / 問合せ

- ロゴマーク等を使用する場合には、あらかじめ申請が必要です。
使用に関する要綱及び本ガイドラインをご確認のうえ、申請をお願いします。
- 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合や、市が「菊川市制 20 周年記念冠事業」として承認した事業の広報等で使用する場合は、申請の必要はありません。

申請から承認までの流れ

- ① 使用申請書の提出（※） 【申請者→営業戦略課】
- ② 使用承認通知書の送付【営業戦略課→申請者】
- ③ 見本品の提出【申請者→営業戦略課】
- ④ 製品等の制作【申請者】

※ 申請書の提出にあたっては、使用イメージがわかるものや、会社概要等の参考資料をあわせてご提出ください。

申請・問合せ先

菊川市企画財政部 営業戦略課

〒439-8650

静岡県菊川市堀之内 61 番地

メールアドレス：eigyouty@city.kikugawa.shizuoka.jp

電話番号：0537-35-0924（8：15～17:00 / 土日祝日及び年末年始を除く。）

持参、郵送、又は電子メールから申請をお願いします。